

鳥取縣公報

縣令

◇鳥取縣令第五十六號

昭和二十一年六月勅令第二百四十七號青果物等統制令第九條の規定に基いて鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則を次のやうに定める。

昭和二十一年八月二十日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則

第一條 青果物等統制令第五條第一項による縣指定消費地域において青果物の販賣をしようとする者又は其の團體並びに縣内において青果物の加工若しくは加工品の販賣をしようとする者又は其の團體は本令に定めるところによつて知事の許可を受けなければならない。
前項の許可は店舗其の他の事業場（事業を行ふ場所が一

昭和二十一年八月二十日
外

火曜日

本誌ノ大ニテハ國定規格A5判

定しないものは事業を行ふ区域を含む）毎にこれを行ふ
第二條 前條、第一項の販賣業とは卸賣業及び小賣業を謂ふ。

第三條 第一條の許可を受けようとする者は申請書（様式第一號）に左に掲げる書類を添へて事業場（事業を行ふ場所が一定しないものは其の事業を行ふ主たる区域を含む）所在地の市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

- 一、事業を開始しようとする理由
- 二、團體に在つては定款、寄附行爲、其の他に之に準ずるもの、財産目録、貸借対照表、損益計算書を個人にあつては履歴書、及び戸籍謄本、購買組合、消費組合等にあつては定款、寄附行爲其の他にこれに準ずるもの財産目録、貸借対照表、損益計算書組合員の

員數及び其の分布状況を示す書面
 三、当該事業以外の事業を行ふ場合にあつては其の事業の概要を記載した書面
 四、身分證明書（團體にあつては代表者の身分證明書）
 市町村長前項の書類を受理した場合は遅滞なく副申請書を添付して知事に送達しなければならない。

第四條 本令が公布になつた際現に其の事業を行ふ者も本令の定めるところによつて昭和二十一年九月十日迄に許可申請書を提出しなければならない。
 但し其の許可申請期間中は従來の販賣業を營むことが出来る。

第五條 許可を受けた者は其の事業を他人に委託することを出來ない。

第六條 許可を受けた者其の事業の全部又は一部を廢止したときは其の事由を記載した書面を添付して遅滞なく之を廢止した事業場（事業を行ふ場所が一定しないものにあつては事業を行つた主たる區域を含む）所在地の市町村長を経由して知事に届出なければならない。

第七條 第一條の許可のあつた者に對しては許可證（様式第二號）を交付する。
 本許可證は之を他人に貸與又は讓渡することはできない許可を受けた者は左の一に該當する行爲があつたときは許可を取消することがある。

- 一、許可證に記載した以外の青果物並びに加工品を取扱つたとき
- 二、定められた機關以外から青果物を買入れたとき
- 三、定められた價格を超えて販賣したとき
- 四、量不足の青果物を販賣したとき
- 五、取扱青果物を自己の消費に充當隠匿若くは之を縣の指示する以外の方法に依り讓渡販賣又は販賣の委託をしたとき

其他關係法令又は行政官廳の指圖に違背したとき

附 則

本令は公布の日からこれを施行する。

様式第一號

青果物販賣業許可申請

一、販賣業の種類

二、店舗、其他の事業場の位置又は事業を行ふ區域

三、取扱青果物並びに加工品の種類

四、事業、開始の豫定期

右鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則第三條の規定によつて御許可下さるよう添附書類を添へて申請します。

昭和 年 月 日

住所

氏 名

(法人に在りては其の名稱及代表者氏名印)

鳥取縣知事 殿

様式第二號

(表面) (縦七横一〇)

鳥取縣青果物並に加工品販賣業許可證

住所

氏 名

年 月 日 生

右の者青果物並びに加工品販賣業許可規則第一條に依り左の通り之を許可する

昭和 年 月 日

知 事 名 印

一、販賣業の種類

二、事業場の位置又は事業を行ふ區域

三、取扱青果物並びに加工品の種類

(裏面)

一、本許可證は之を他人に貸與又は讓渡することはできない

二、許可を受けた者に左の一に該當する行爲があつたときは許可を取消することがある

- 1、許可證に記載した以外の青果物並びに加工品を取扱つたとき
- 2、定められた機關以外から青果物を買入れたとき
- 3、定められた價格を超えて販賣したとき

- 4、量目不足の青果物を販賣したとき
- 五、取扱青果物を自己の消費に充當隠匿若くは之を縣の指示する以外の方法により讓渡販賣又は販賣の委託をしたとき
- 六、其他關係法令又は行政官廳の指圖に違背したとき

告示

鳥取縣告示第三三三十五號

昭和二十一年七月鳥取縣告示第二百七十六號青果物の出荷に關する指定の件第二號(次のやうに追加する。

昭和二十一年八月二十日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 二、種類 出 荷 地 區 出 荷 機 關
- 果實全部 鳥取市中郷 稻葉地區 鳥取縣果實協會
- 米子市 陰田地區
- 岩美郡村、津ノ井村を除く
- 八頭郡(國英村、賀茂村、散岐村を除く)

- 氣高郡(松保村、豊實村を除く)
- 東伯郡(花見村、東郷村、八橋町、浦安町、赤碕町を除く)
- 西伯郡(賀野村、尙徳村、名和村、宇田川村を除く)
- 岩美郡福部村
- 字倍野村
- 津ノ井村
- 八頭郡國英村
- 賀茂村
- 散岐村
- 氣高郡松保村
- 豊實村
- 東伯郡泊村
- 舍人村
- 花見村

選舉告示

選舉告示第十四號

昭和二十一年六月十五日現在に依り調製し同年八月三日より縦覽に供せられたる貴族院多額納稅者議員補選選舉互選人名簿に關して日野郡日野上村入澤廉より修正申立があつたのに對し八月十九日これを決定し貴族院多額納稅者議員互選規則第七條の規定に依り次のやうに互選人名簿の修正を爲した

昭和二十一年八月二十日

鳥取縣知事 林 敬 三

互選人名簿番	籍	住居	職業	直接國稅總額	氏名	生年月日	修正領要
一〇〇	鳥取市	同上	鐵工	六〇三、二四	中太郎	明治三十二年九月	削除
二一〇	日野郡	同上	林業	七一七、六四	入澤廉	明治十六年九月四日	登錄